

## 大麻草研究栽培者免許申請の審査に当たっての考え方（案）

### 第1 審査基準

#### 1 研究目的等の妥当性

ア 大麻草の性質の研究、大麻草の品種の維持及び改良、大麻草の製品の研究など、学術的な目的・意義を有していること。

イ 大麻草の栽培について、研究目的や研究計画が適正なものであること

##### 【考え方】

大麻草の研究栽培に関しては、保健衛生上の危害防止の観点から単なる趣味・嗜好に基づく申請や法の目的に照らして適切ではない申請に対して免許を与えることは想定しておらず、研究目的等の妥当性に係る基準が必要である。

研究と称すれば、全て免許を与え得るものではなく、研究機関に所属している者など一定の研究成果が望める者である必要がある。継続して免許を取得しようとする者で、一定期間後、研究成果が確認できない者については、趣味・趣向に基づく申請であるとして、免許を与えないことが考えられる。なお、公的機関に所属する研究者においては、必ずしも論文発表を目的として研究を行っていないことから、対外的な成果発表を求めものではない。

#### 2 栽培管理

ア 栽培地の場所及び面積が、研究目的、栽培地周辺の環境等に照らして適切なものであること

##### 【考え方】

不正流通による濫用防止の観点から、栽培地の面積、場所、周辺環境が研究目的の達成にとって適切なものである必要がある。

イ 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること

##### 【考え方】

所有する大麻の滅失等の事故や濫用を防止するため、適正に大麻草の栽培や保管を管理できる必要がある。

ウ 適正に保管できる施設を備えていること

##### 【考え方】

栽培地外の保管施設に保管することも可能であるが、栽培地外の保管施設に持ち出す際には持ち出し許可が必要になる。

エ 管理体制が適切なものであること

##### 【考え方】

例えば、日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること等を求めることが考えられる。

オ 大麻草の種子等の入手先が明確であること

【考え方】

特に前年度に免許を有していない場合には、不正栽培により得られた種子等でないか確認する必要がある。

カ 必要に応じ、交雑を防止するための措置を講じていること

【考え方】

近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在する(しうる)場合及び野生種が発生しているような地域性がある場合に交雑防止措置がとる必要があるか検討し、他の栽培者の栽培地と一定の距離がとられているか、新たな種子を毎年作付けの際に外部から提供を受けているか、それが難しい場合には、ビニルハウス等の設置することなどによる交雑防止措置をとっているか(とるか)等を確認するものとする。

### 3 盗難防止対策

栽培を行う土地、施設等には盗難防止対策を行うこと。

【考え方】

具体的には下記のような盗難防止のための対策を組み合わせる等して運用していくことが考えられる。

栽培地は人目に付きにくい場所であって、敷地境界線から十分に離れた場所であること

栽培地に、第三者が容易に近づくことができないような設備(ネット、柵、人感センサー、防犯カメラ、看板等のいずれか又はこれらを組み合わせたものを設置)が設けられていること

大麻草の栽培地が国道・県道等から容易に見通せる場所である場合には、栽培地の周囲を大麻草と同等以上の高さの他の植物で囲うか、必要に応じ目隠しに十分な柵を国道・県道等上に設けるなどの措置を講じること

栽培地は、栽培者自らが実地に管理できる場所であること

栽培者の住居又は栽培者が常駐する施設が、栽培地や施設において盗難等があった場合に迅速な対応ができる距離に位置していること

栽培する大麻草及びその種子が盗難にあうことがないよう管理体制が整備されていること(管理体制について文書化していること)

大麻草の栽培地及び施設への一般人の立入りを禁止又は制限するための措置を講じるとともに、当該措置に係る規則を設けていること(衣服検査、持ち物検査等の措置)

さらに、上記の運用に加え、濃度基準以上の 9 THC を含有する大麻草を栽培する場合は、第二種大麻草採取栽培者の要件とのバランスも考慮して、栽培施設など外部から遮蔽された屋内での栽培が望ましいが、栽培する大麻草の濃度、周辺環境(住居が多数集合している場所等)必要な広さ等に応じた合理的な対策が行われていれば、屋外での栽培を

認める余地もある。なお、屋外での措置の例は次のとおりである。 栽培地が屋外である場合は、高さ2メートル以上の堅牢な高い柵を設けること

監視カメラ等の設備を設置し、常時、栽培地の監視を行うことができること

大麻草の栽培地及び施設への出入りの記録等の管理がなされること

栽培地及び施設に警報システム、記録(録画)システムを設けていること(人目に付かないものが望ましい。)

## 第2 その他

上記の審査基準に基づいて、免許を付与するにあたっては、以下のような条件を付すことが考えられる

ア 行政への報告、行政による立ち入りなどの監視指導に適切に対応・協力すること

イ 免許を受けた栽培者は、大麻草には麻薬が含まれていることを認識して、その厳重かつ適正な管理に留意するとともに、大麻の濫用を助長することにつながるような宣伝や広告等を行わないこと